

2004.03.10：平成16年度 予算等審査特別委員会（第6日目）

委員長

次に、フォーラム仙台から発言予定の方は、質疑席にお着き願います。

委員長

発言を願います。

池田友信委員

それでは、私の方からは、環境費中、ごみ処理費に関連することに絞りまして御質問させていただきます。

この項の中では、小鶴清掃工場の廃止の問題についてお伺いするわけですが、小鶴清掃工場は、御案内のとおり、昭和52年3月に建設されて27年経過しております。老朽化に伴う廃止という方針が、建設20年の時点であることですから、平成10年に廃止の方向の方針が出されたわけですが、7年間延長されて現在に至っているわけでありまして、小鶴清掃工場の代替の施設であります松森工場が、平成17年4月に本格稼働されるのを機に、平成17年に小鶴工場の廃止をするということでございます。小鶴工場の廃止に伴う作業スケジュールについて、まずもってお伺いしたいと思います。

施設部長兼施設課長

小鶴工場の廃止に伴う作業スケジュールについてでございますけれども、小鶴工場は平成17年2月まで運転しまして、3月から廃止に伴う作業に入る予定でございます。

この作業といたしましては、平成16年度に施設の清掃や煙突柱部の閉鎖、並びに門扉等の設置を行います。その後、17年度に電気、上下水道等の停止等の作業などを予定しているところでございます。

池田友信委員

そういう意味では、16年度予算に廃止に伴う予算はどのくらいを考えていますか。

施設部長兼施設課長

廃止に伴います16年度の予算措置につきましては、焼却炉の内部の清掃、それから煙突柱部の閉鎖等を行うための委託金で4000万、それから門扉の設

置を行う工事200万、計4200万ほどを計上しているところでございます。

池田友信委員

解体には、公害問題も含めて、いろいろ考えなければならないんですが、解体の工事の際の周辺対策ということを含めた、特にダイオキシン対策についての取り組みの考え方、どう考えられるのかお伺いします。

施設部長兼施設課長

解体工事に伴います周辺対策、特にダイオキシン対策についてのお話ですが、解体工事に当たりますと、国が定めましたダイオキシン類対策のための解体対応マニュアルがございます。それに沿って行うということになるわけでございます。

具体的には、解体前に敷地やプラント内部のダイオキシン類濃度を測定しまして、この結果をもとに解体計画を策定します。その後、労働基準監督署に届け出をいたしまして、承認を受けた後、それを受けて、また周辺の住民の方々に御説明を申し上げまして、工事に着手したいと考えております。

実際の解体作業に当たりますと、外部に粉じんなどが飛散しないよう、プラント全体を遮へいして行います。解体中は、周辺環境への影響を監視するために、敷地周辺の大気中のダイオキシン類濃度も測定いたします。また、解体終了後におきましては、敷地内の土壌のダイオキシン類の測定をしまして、問題がないことを確認して、解体が終了ということになるわけでございます。

池田友信委員

清掃工場は、建設もさることながら、撤去するのに多額の費用がかかると思うわけでありますが、小鶴清掃工場の撤去費用の見通し。それから、仙台市としての財政の負担、特に、国の補助との関係もあると思うんですが、その辺のかわりを含めて、どんな状況なのかお伺いします。

施設部長兼施設課長

小鶴工場の解体費用につきましては、現在のところ12億円程度を見込んでございます。そのうち、市が負担する経費につきましては、解体工事費が国庫補助の対象になる場合とならない場合の二つのケースが考えられるわけでございます。補助対象となる場合につきましては、解体後に何らかの一般廃棄物処理施設を整備することが条件となっております。実際に解体工事のどこまでが補助対象になるかは、現在のところ、示されておらないところでございますけれども、仮にすべてが補助対象となる場合には、2分の1が補助金となるわけ

でございます。また、補助対象とならない場合は、解体工事費の全額が一般財源となりますが、そのうち、3割について特別交付税措置がとられるということになるわけでございます。

池田友信委員

特別交付税措置は、期間はどのくらいですか。

施設部長兼施設課長

実施年度にそういう措置がとられるわけでございます。

池田友信委員

今、答弁がありましたように、解体する場合に、国庫補助の対象になる場合とならない場合があるようですが、それは、見解を含めて、対策を含めて、国に対する問題を含めて、後ほどお伺いしますが、清掃工場の処分については、仙台市の財産でありながら、国の補助金を得て建設しているという状況も背景にあって、国の承認を得なければ処分できないとされているようであります。処分の際の国の手続について、まずお伺いします。

施設部長兼施設課長

処分の際の手続といたしましては、まず、財産処分承認申請というものを県を通じて国に提出をいたします。国で審査内容について審査をして、その後、承認を受けるということになります。

池田友信委員

建設するときに審査をして、そして、補助をするためのチェックをして建てた。撤去するときに、また審査をして、承認を得なければ処分できないという状況ではありますが、いろいろ聞きますと、財産処分の申請から撤去までにかかる年数は、今までの廃止した事例も含めて、どのくらいかかるんですか。

施設部長兼施設課長

財産処分の申請から承認を受けるまでの期間についてでございますけれども、事例で申しますと、旧松森環境センターの場合で申しますと、平成7年3月に廃止をいたしました。平成10年12月に財産処分申請を行いまして、平成13年10月に承認を受けておりまして、これで見ますと、申請から承認まで約3年間の期間を要しておるところでございます。

池田友信委員

廃止する、財産処分をするのに、審査と承認を得なければならないということで、承認を得るまでの間に3年かかるわけですね。したがって、廃止してからですと、いろいろ期間がありますが、なぜ3年もかかるのか。審査内容というのは、どんな審査をされるのか、おわかりでしたら御答弁ください。

施設部長兼施設課長

審査内容につきましては、まず、補助対象とした機器等が定められた耐用年数を超えているかどうか、あるいは、そういったものが適切に使用されているかどうか。さらには、解体に要する費用の算出は適切かどうか、あるいは、跡地利用について用途が適切であるかどうか、そういった点について審査をされます。

池田友信委員

審査されますけれども、3年かかるというその期間はどうなんですか、それに適応するような書類申請はやるわけでしょう。その書類の審査に3年かかるというだけなんですか。

施設部長兼施設課長

過去の例で見ますと、国の方に申請しまして3年間はかかるというような状況になってございますけれども、時間がかかることにつきましては、私も把握できかねるような状況でございます。

池田友信委員

土地、用地、それから施設を含めて、仙台市の貴重な財産であります。地域においては、この場所あるいは建物がどんな形で活用されるかということは、地域の発展を左右するといったような状況もあるわけでありまして、長い期間、空白にするということは、地域に対しても大変大きな問題になります。

現状を見ますと、清掃工場の閉鎖をして、国へ処分申請をして、国の処分の承認を得て工場を撤去するという作業を考えますと、短くて6年から7年。松森の状況は、閉鎖してからもう10年たっているんですね。この中で、解体をする、撤去する費用の問題も御当局にはあるでしょう。しかし、空白期間の財産の活用という状況を考えた場合に、これでいいのかなと私は感じます。解体工事に対しても、補助対象と補助ではない場合があるわけですね。現在の西田中工場は、全く丸抱えで、仙台市の市財でやらなければならない状況で申請しているわけですね。まだ返事は来ていません。こういう状況について、仙台市だ

けではなくて、地方自治体みんな共通の悩みだと思うんですが、仙台市として、まず一つは、解体に当たっての補助対象。国が、申請するときに、いろいろ審査をして補助をつける。撤去するときに、国は関係ないというのと、補助するんだったらこういう制限を与えるという部分とがあるわけですね。期間の短縮も含めて、こういうことについて、国に対する働きかけは今までやっておられたのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

環境局長

私ども、工場の撤去につきましては、今までの一番大きな問題は財源の問題でございました。したがって、共通の事項でございますので、ほかの都市とも連携をしながら、今まで国に働きかけをしてまいりました。具体的には、補助制度を創出していただきたいということをお願いをいたしました。その制度を、限定的ではございますけれども、何とか勝ち取った状況でございまして、お尋ねの、財産処分の問題につきましては、期間短縮という具体的な行動といえますか、お願いは、今までしてはおりませんでした。

この問題でございまして、お話しのとおり、早期に御承認をいただければ幸いですけれども、ただ、その前に、解体についての諸問題と申しますか、一つは、何度も申しますが、財政的な問題、それから、もちろん跡地の利用の問題、ほかのといえますか、私どもの場合は一つだけでございまして、今三つ抱えておりますので、その年次計画の問題とか、そういったもろもろのことを課題として整理をしていかなければなりません。その中で、小鶴につきましてはこれからの申請でございまして、計画を立案する中で、具体的な話として、承認の期間の問題が問題になるケースが出てまいりましたら、個別の話として、国には申請のときに事情をよく話し申し上げて、弾力的な運用をいただきますようお願いをしてみたいということも可能かと思っております。そういう状況でございまして。

池田友信委員

課題には、財政の問題、期間の問題、それから跡地利用の問題ということがあると思うんですが、それでは、小鶴清掃工場については、地域の方からもいろんな意見も出されていると思うんですけれども、仙台市として、小鶴清掃工場の跡地利用に対する考え方はお持ちなのかどうか、お伺いします。

環境局次長

小鶴工場の跡地利用に対する考え方でございまして、今回、新たに、解体につきまして、解体後の廃棄物処理施設を建設する場合、補助制度が設けら

れたということもございまして、局内に検討会を設置いたしまして、廃止後の利用について検討を進めておりまして、早期に局としての方向性をまとめたいと考えております。

また、あわせて、公有財産の有効活用という観点もございまして、関係部局と連携を図りながら、全庁的な検討も進めてまいりたいと考えているところでございます。

池田友信委員

跡地利用ということについては、処分申請をする時点で、その策を持っているのか持っていないのかという部分が大事だと私は思うんですね。国へ処分申請をする時点の考え方で、私なりに四つのパターンがあると思っています。

一つは、跡地の利用を全く示さずに、撤去しますから廃止処分の承認をいただきたいという例ですね。二つ目は、跡地利用を決めますと、国の補助金を対象とする施設をつくりますので処分をお願いしますと、補助金をもらうための申請。これには利用の制限があります。今までの清掃工場に関連した施設でないといけないわけでしょう、それが撤去するための補助をする条件ということでしょう、それ以外はだめだと言っているの。三つ目のパターンは、環境の補助金はないけれども、厚生省環境局の関係ではない、文部省とか、教育関係の施設などの新たな補助をもらって施設を建てると。解体には補助はもらえないけれども、建設に補助をもらえるという三つ目のパターン。四つ目の場合は、まるまる市の単独で施設をつくるので、こういう施設をつくるので、補助金は要らないけれども、何とか急いで承認してくださいというパターンがあるのかなと私は思うんですが、問題は、処分申請のときに、どういうパターンで処分申請をするかによって、国の追い込み方とか、返事の速さとかも変わってくるのではないかなと思うのですが、小鶴清掃工場については、廃止のパターンとしてはどのパターンをとるつもりなのか、お伺いします。

環境局次長

財産処分の申請をする時点におきまして、小鶴工場はどのような利用計画のパターンを考えているのかということもございまして、廃止後の利用につきましても、先ほども御説明申し上げましたけれども、局内の検討会で、まず解体費の補助を受ける利用方法が可能かどうかといったことにつきましても検討を進め、そういった利用が難しいと判断される場合には、他の利用方法につきましても全庁的な検討を行いまして、具体的な利用方法につきましても、その結果を踏まえまして、手続を進めてまいりたいと考えておるところでございまして。

池田友信委員

御案内のとおり、小鶴清掃工場は、面積が2万3639平方メートルあります。要するに、廃止後の跡地利用の考え方は、処分申請に対して大変重要なポイントでありまして、跡地利用ということについて、仙台市として真剣に考えていただきたいと思うわけであります。

御案内のとおり、小鶴清掃工場の近辺を見ますと、3月13日、仙石線の小鶴新田駅が開設されます。あるいは、17年をめどに宮城野区の体育館、そして、仙台市の野球場が近くにできると。それから、仙石線に隣接する小鶴清掃工場の北側には、東北学院大学が移転をするための建設が始まっております。

委員長

時間を延長いたします。

池田友信委員

東北地方で最高の交通量を有している仙台バイパス、国道4号線がここにあり、ます。仙台市で一番交通渋滞とされる国道45号線があるのが、この小鶴清掃工場の地域です。交通量が激しいところであります。また、この地域は、地震や水害、災害被害地の東部地域の中では大きな拠点となるところです。したがって、地域の方々は、ここは災害拠点としての跡地利用も考えてほしいという声もあります。あるいは、健康センターや、福祉や教育のための活用にならないのかなという期待もあります。地域の方々は、今まで、ここの建設については、松森のような反対運動はしていません。皆協力した。これは廃止後に地域還元があるというふうに非常に期待をしているわけであります。そういう意味では、仙台市としては、跡地利用に対する検討を、全庁を挙げての検討を検討委員会の中でやるべきだと思うんですが、現在、全庁では、土地利用計画の協議会というのをやっているようですが、これは聞きますと、年2回くらいで論議をしているようでありますけれども、問題は回数ではないと私は思っています。問題は中身だと思うんですが、土地利用計画に対するこれからの進め方を含めて、どのように考えておられるのかお伺いします。

佐々木助役兼財政局長

まず、ただいま御議論がありました小鶴工場は、松森の来年4月の稼働に合わせて、27年間の役目を終えるわけでございますが、お話がありましたとおり、この間、この役目を遂行するについては、地域の方々の御理解のもとに、仙台市の廃棄物行政の一翼を担っていただいたということで、地域に対する感謝の

気持ちを我々は大事にしたいと思っております。

また、お話がありましたとおり、あの地域は、いろんな意味で、今後のまちづくりに新たな展開がされる部分でございます。私ども、解体にあわせまして、補助金の導入ということも大事な要素でございますので、当面は、環境局の行政財産ということもありまして、環境局として、補助金導入の可能な跡地利用についての検討を今してもらっているわけでございますけれども、その結論が出た場合には、お話がありましたような、公有財産の利用調整というもの、これは原則は年2回でございますが、必要な場合には、臨時の開催ということももちろんあるわけございまして、その際は、地元の方々に御理解いただける、また、全市的にも意味のある使い方ができるように、今いろいろ例に出されましたけれども、そういったことを十分に考えながら、議会、それから地元、さらにはオール仙台の理解が得られるための土地利用というものについて、十分配慮してまいりたいと考えております。

池田友信委員

今の御答弁と、先ほどの福祉の中での佐々木助役の答弁を聞いて、補助金のあり方ということ、それから補助金の考え方、国、国家の責任ということをお考えた場合に、現状の、特に清掃工場の撤去処分に対しての国のかかわりのあり方は、この制度でいいのかなと。建設するときに補助金を出す、そのかわり、がんじがらめの、いろんな形で国が携わって、そして、国家の責任として補助金を出しますと、こういう形だと思うんですね。その後、いろんな形で、老朽化の基準があり、公害の基準があり、適用できなくなった工場は閉鎖せざるを得ないというときに、国のおりにならなければ補助金は出さないという部分であっていいのかなと。国家の責任というものについて、建てさせたことに対する、やっぱり撤去に対する国の責任も含めて、撤去に対する補助金の制度を仙台から強く出して、国の中でも十分取り入れてもらえるように大いに論議をしていくべきだと思いますし、私がここで質問に立ったことの意義は、そういうことが地方議会の中で論議をされているということをお位置づけることが、また一つの意義があるのかなと思って質問させていただきました。今後の御当局の検討を期待して終わります。